

## その他の成果の活用事例

### 1 下水道法施行令に係る新たな処理方法の評価

下水処理場の水処理施設は、計画放流水質の区分に応じて下水道法施行令等に定められた方法等により、下水を処理する構造とすることとされている。実績はあるが一般化されていない処理方法を必要に応じて新たに下水道法施行令等に位置づける場合には評価を行うこととされている。そのため、国の評価委員会として水処理技術委員会が設置されており、国総研がその事務局となっている。国総研は、技術開発者による申請のための窓口となっており、2007年1月から2月に技術提案を募集した。国総研は、今後も新技術の下水道法施行令等への反映にあたり、政策支援を行うこととなっている。また、国土交通省の指示により既存不適格施設での処理状況に関する抜き取り調査を行い、必要に応じて技術的な支援を行った。

下水道研究部下水処理研究室長 南山 瑞彦、主任研究官 小越 眞佐司

### 2 下水道におけるバイオマスー下水汚泥ーの有効利用等の状況

資源・エネルギーの消費に伴う環境負荷の増大により、地球温暖化が進行しているとされている。バイオマス等の積極的な利用は地球温暖化対策の一つとして期待されており、下水道は下水汚泥・下水処理水などの資源・エネルギーポテンシャルを有しているが、資源・エネルギーとしての利用は限られている。これらの有効利用推進を図る施策の検討・実施及びフォローアップのため、国総研が、全国の下水処理場における下水汚泥・下水処理水・エネルギーの有効利用状況を調査し、汚泥リサイクル率、エネルギー利用率などをとりまとめている。調査結果は、国土交通省から公表されるとともに、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）インベントリの基礎資料として活用されることとなっている。

下水道研究部下水処理研究室長 南山 瑞彦、主任研究官 平山 孝浩、研究官 宮本 綾子